



**令和5年度第4回独立行政法人都市再生機構
事業評価監視委員会の開催等について**

独立行政法人都市再生機構では、令和6年3月11日に令和5年度第4回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせします。

お問合せは下記へお願いします。

【事業評価について】

本社 経営企画部 投資管理課

(電話) 045-650-0381

【事業実施基準適合検証について】

本社 都市再生部 事業企画室

事業企画課

(電話) 045-650-0382

本社 広報室 報道担当

(電話) 045-650-0887

開催概要等

1 令和5年度第4回事業評価監視委員会の開催概要

(1) 開催日等

- ① 日 時：令和6年3月11日（月） 14:00～16:00
- ② 開催場所：独立行政法人都市再生機構 会議室（新宿アイランドタワー22階）

(2) 事業評価監視委員会委員

- ・岩沙 弘道（三井不動産株式会社相談役）
- ・岡 絵理子（関西大学環境都市工学部教授）
- ・楓 千里（國學院大學観光まちづくり学部教授）
- ・河島 均（元東京都技監）
- ・岸井 隆幸（日本大学名誉教授）
- ・清野 由美（ジャーナリスト・都市再生コーディネーター）
- ・澤野 正明（弁護士）
- ・谷口 守（筑波大学システム情報系社会工学域教授）
- ・深尾 精一（首都大学東京名誉教授）

（五十音順・敬称略。所属・役職は開催当時のもの。）

(3) 議事

- ① 審議内容（都市再生事業実施基準の適合検証）の説明
都市再生事業実施基準の適合検証対象事業1件に関して、事業の実施概要及び適合検証結果について、都市再生機構から説明した。
- ② 審議（都市再生事業実施基準の適合検証）
検証結果に係る評価があった。
- ③ 審議内容（事業評価）の説明
令和5年度第1回事業評価監視委員会で抽出された事後評価実施対象事業1件について、事業目的、事業の実施環境の概要、対応方針案（今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性の有無並びにその根拠）、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等（当該事業からの知見等）について、都市再生機構から説明した。
- ④ 審議（事業評価（事後評価））
【別紙1】のとおり意見があった。

2 都市再生事業の実施基準適合検証結果及び事業評価監視委員会の評価について

- (1) 今回の委員会において、計1地区の都市再生事業実施基準適合検証結果について評価を行った。検証結果及び委員会の評価は、当該地区の事業着手後に公開する。
- (2) 今回の委員会において、計1地区の事業評価（事後評価）を行った。対応方針は【別紙2】のとおり（令和6年3月14日 都市再生機構にて決定）
- (3) これまでの委員会において審議した都市再生事業のうち、事業に着手したことにより新たに公開する都市再生事業の実施基準適合検証結果及び委員会の評価はない。

3 事業評価監視委員会提出資料等の公開

令和6年3月末までに都市再生機構本社、東北震災復興支援本部、東日本賃貸住宅本部、中部支社、西日本支社及び九州支社にて閲覧に付す。

UR 都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955 年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く”まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



UR 都市機構は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



事後評価実施対象事業の対応方針案と委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案等		左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
大手町二丁目地区 〔市街地再開発事業〕	東京都 千代田区	今後の事後 評価の必要性	有・無(いずれかに○) 東京都心において、高次の業務機能とそれを支える高度な支援機能を備えた国際的な中枢業務・交流拠点を形成するとともに、商業・交流などの多様な機能を導入することにより、にぎわいと回遊性のある都市空間を形成することに寄与した。 上記より、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが今回の事後評価により確認できるため、今後の事後評価は必要としない。	・対応方針案のとおり
		改善措置の 必要性	有・無(いずれかに○) 上記と同様に、事業目的を達成できていると認められるため、改善措置は必要としない。	
		同種事業の 計画・調査の あり方や事業 評価手法の見 直しの必要性 等 (当該事業か らの知見等)	・事業によって建物と地域の利便に供する基盤施設(本地区では人道橋、地下連絡通路)を一体に整備する場合には、将来にわたって適切な維持管理がなされるように、あらかじめ事業にその仕組みを構築しておくことが重要。 ・地下連絡通路を整備する場合など、地下埋設物が輻輳する空間で複雑かつ難易度の高い工事を実施する際は、新技術を採用するなどして、適切な工程管理をしていくことが重要。	

事後評価実施対象事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針	
大手町二丁目地区	市街地再開発事業	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無